

## 2 第7期計画の主要な課題（案）

今回の介護保険法改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）及び第7期介護保険事業計画策定に係るガイドラインである国の基本指針（案）においては、「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」の2点が大きく掲げられています。

本市においても、この方向性と第6期計画からの引継課題を踏まえつつ、下記の項目を第7期計画における主要な課題とするものです。

### （1）「地域包括ケアシステム」の基盤整備

- 介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援の充実
- 生きがいづくり・健康づくりの推進（生活支援の担い手としての活動参加の促進）
- 認知症高齢者支援の推進
- 在宅医療と介護の連携の促進

#### 第6期からの引継課題

- イ 生活支援等の担い手として参加することによる生きがい・健康づくりの推進
- ウ 自立支援と介護予防をより一層重視した形での生活支援サービスの充実
- オ コミュニティソーシャルワーカーを地域型生活支援コーディネーターを位置づけ、各地域で課題の検討や地域づくりを推進
- カ 「吹田市民はつらつ元気大作戦」の強化
- キ 認知症高齢者支援の更なる推進と充実
- ク 在宅医療・介護連携のこれまでの取組を更に進めるとともに、医療計画や地域医療構想と連携し、在宅療養を進めるために必要なサービスを確保

### （2）介護保険法の理念【自立支援、能力の維持向上】に立ち返り高齢者の健康寿命の延伸（QOLの向上、幸齢社会の実現）を図る

- 自立支援型ケアマネジメントの推進

#### 第6期からの引継課題 エ 自立支援型ケアマネジメントの考え方の普及・啓発

### （3）制度の安定性・持続可能性の追求（保険給付費増大抑制や担い手確保）

- 介護保険サービスの充実と質の向上（人材確保策の推進）

#### 第6期からの引継課題 ア 施設整備の推進も含めた介護人材確保策の展開

### （4）地域包括ケアシステムの構築に向けた中長期のプランニング

2025 年が8年後に迫り、更にその先の 2040 年も視野に入れる中、地域包括ケアシステム構築という課題については、第7期計画期間（2018～2020 年）だけではなく、少なくとも第8期（2021～2023 年）、第9期（2024～2026 年）までの見通しを持って進めていくことが必要です。

第6期計画においては、地域包括ケアシステムの「住まい・医療・介護・予防・生活支援」の5つの柱について、イメージ図を中心に姿を示してきました。第7期計画においては、より具体的な目標を示し、それに向けた中長期的なステップアップ案をとりまとめていきます。